入籍届

離婚後、前夫の戸籍に在籍している子を 母の戸籍に入籍する場合

^{注意} ※必ずお読みください

- ・鉛筆や消えるインキで、絶対に記入しないでください。
- ・印鑑は不要です。
- ・届出は、原則24時間いつでもできます。ただし、記載・書類不備がある場合は、改めて市役所の開庁時に来庁していただくことがあります。
- ・新しい戸籍の作成に、5日ほどかかります。

母の氏「早川」を称すること になるので「母」にチェック

> 入籍届出時の父母の氏名 (実父母)を記入

子が15歳未満のときは、親権者が代わって届出人になるので空欄にする。
子が15歳以上のときは、子本人が署名をする。(任意で押印することは可能です。)

※入籍届の際、必要な書類

・「子の氏を父又は母に変更する」旨の 許可の審判書の謄本 (家庭裁判所で発行)

入籍届

令和3 年 5 月 7 日届出

受理	令和	in 4	F	月	H	発送	令	和	年	Ē	月	E
第				号							_	
送付	令和	1 年	i.	月	日						長	誀.
第				号								
書類詞	周査	戸籍記	載 記載	战調査	阵	票	住日	票	通	知		
		+	*									

	神奈川り	具綾瀬市長殿	音類調宜 尸精記製	記載調宜 N 景	住民景	<u>1</u> XII				
	(よみかた) 入籍する人の 氏 名	あやせ 氏 綾 瀬	まっき 名 真 紅	平成2	7 年 10)	月 5日生				
	住 所	神奈川県綾瀬市上土棚南5丁目2番3-405号								
	【住民登録をして いるところ	世帯主 の氏名 早川 4	传子							
本	本 籍	神奈川県大和市	下鶴間一丁目1		番地 番					
	平 相	筆頭者 の氏名 綾瀬 フ	太郎							
ス	入籍の事由	□父 □養父 ☑母 □養母 □ □父母 □養父母	の氏を称する入籍		養父 養母 と同≨ 養父母	籍する入籍				
7	, ., ,	□従前の氏を称する入	籍(従前の氏を改	めた年月日	年	月 目)				
	入籍する戸籍	✓すでにある戸籍に入	る 口父または母	:の新戸籍に入る	□新しい戸	戸籍をつくる				
	または 新しい本籍	神奈川県綾瀬市小	園398	番地 1	筆頭者 の氏名	早川 花子				
	父母の氏名	父 綾瀬太郎			続き柄	□男				
	父母との続き柄	母 早川 花子				長 🗹 女				
	そ の ::				•					
	他 届出人 署 名 (※押印は任意)	入籍する本人の	変更前の氏	:名						

		届出	人
(7	(籍する人	が十五歳未満のときの届出人または配偶者とと	もに届け出るときの配偶者が書いてください)
資	格	親権者(□父□養父)□ 後見人□配偶者	新 親権者(☑母 □養母)
住	所		神奈川県綾瀬市上土棚南5丁目
		番地 番 号	2番3-405号
本	籍		神奈川県綾瀬市小園398
		番地 筆頭者 番 の氏名	番地 1 筆頭者 早川 花子 の氏名 早川 花子
署 (※押印だ 生 年		印	早川 花子
	月日	年 月 日	昭和 63 年 3月 18 日

変更前の氏で記入

父母離婚時に母につき 新戸籍を編製した場合 は、「すでにある戸籍に 入る」にチェックし、入籍 する母の戸籍を記入。 (離婚でもとの戸籍に 戻っている場合は、「父 または母の新戸籍に入 る」にチェックし、新しい 本籍を記入。)

子が15歳未満なので、 法定代理人である 親権者・母が届出人となり ます。

連 電話 0467 (77)1111 必ず連絡先の電話番号 格 先 自宅・勤務先・呼出 方